

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人黒田喜蔵の上告理由について。

原審が上告人A 1 の本件建物についての占有が、被上告人に対する関係において、
正当の権原によるものであることを否定しているのであるから、被上告人と訴外D
株式会社との賃貸借の有無にかかわらず、同上告人は不法占有に基く損害賠償義務
あること明らかである（最高裁昭和三三年（オ）第一一八号同三五年九月二〇日第
三小法廷判決参照）。また、論旨は、上告人A 2 についての上告理由となりえない
ことは、それ自体明白である。されば、論旨は採用しがたい。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、
主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之 助